

「おいしい福井県産そば使用店」認証要綱

制 定 平成 14 年 11 月 21 日

最終改正 平成 31 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 条 福井県内で生産された福井県内品種（在来種）のそば（以下「県産そば」という。）を使用する店のうち、この要綱に定める基準に適合する店を「おいしい福井県産そば使用店」として認証することにより、県産そばの認知度向上を図り、県内外における消費拡大を図る。

(認証の対象)

第 2 条 「おいしい福井県産そば使用店」として認証を受けることができる店は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 消費者に対し、実店舗での対面販売により県産そば（土産用のそば麺等を除く。）を提供している店
- (2) 年間を通じて、県産そばを使用する店
- (3) 第 5 条第 1 項に規定する認証の申請をした月の前月から過去 1 年間に、県産そばを年間通じて使用した実績がある店、または過去 1 年間の使用実績はないが、今後、県産そばを年間通じて使用する意思があると認められる店

(認証の基準)

第 3 条 第 2 条の規定による認証の基準（以下「認証基準」という。）は、「別記 1」のとおりとする。

(認証委員会)

第 4 条 認証基準の策定、第 5 条に規定する申請その他認証に関し特に必要と認める事項について調査および審議するため、「おいしい福井県産そば使用店」認証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織および運営に関する事項は、別に定める。

(認証の申請)

第 5 条 「おいしい福井県産そば使用店」の認証を受けようとする店（以下「申請店」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 「おいしい福井県産そば使用店」認証申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）
- (2) 福井県産そば販売証明書（様式第 2 号）

2 申請書の受付締切りは、毎年度 4 月、7 月、10 月および 1 月の各月末とする。

(認証の決定)

第 6 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、委員会の審査を経て認証を決定し、認証した店（以下、「認証店」という）に対し認証通知書（様式第 3 号）により通知するとともに登録証（様式第 4 号）等を交付するものとする。

- 2 知事は、認証の決定に際し、申請書の記載内容に疑義があると判断した場合には、必要な調査を行うことができるものとする。
- 3 知事は、認証しないと決定したときは、申請店に対し「おいしい福井県産そば使用店」認証棄却通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 4 登録証等の交付に関する基準は「別記2」のとおりとする。

（登録証等の掲示）

第7条 認証店は、登録証等の交付を受けたときは、消費者に見えやすい場所に掲示すること。また、認証の取り消しを受けたときは、遅滞なく登録証等を知事に返還しなければならない。

（変更申請）

第8条 認証店は、次の各号のいずれかに変更があったときは、速やかに「おいしい福井県産そば使用店」認証変更申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- （1）認証区分
- （2）住所
- （3）店名

2 知事は、前項の申請があった場合は、委員会の審査を経て承認し、認証店に対し「おいしい福井県産そば使用店」認証変更承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（変更届出）

第9条 認証店は、次の各号のいずれかに変更があったときは、速やかに「おいしい福井県産そば使用店」登録事項変更届出書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- （1）代表者名
- （2）電話番号
- （3）そば粉（そば麺）、玄そばの購入先等
- （4）認証区分「一部使用」の場合の料理名

（認証店の責務）

第10条 認証店は、登録証等の使用にあたっては、この要綱の定めるところにより、誠実にこれを遵守しなければならない。

- 2 認証店は、登録証等の使用により問題が生じた場合は、その責任においてこれを解決するものとする。
- 3 認証店は、県産そばのイメージアップ、普及および消費拡大に努めるものとする。
- 4 認証店は、やむを得ない諸事情等により県産そば以外のそばを使用するときは、あらかじめ県産そば以外のそば粉等の使用に伴う届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 5 認証店は、認証基準に適合しなくなったとき、または営業を廃止したときは、速やかに「おいしい福井県産そば使用店」認証店廃止届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 6 認証店は、消費者等から県産そばの使用実態等について情報開示を求められた場合には、開示請求に応じなければならない。

(実績報告)

第11条 認証店は、毎年、1月1日から12月31日までの期間のそば粉等の使用実績をとりまとめ、翌年1月末日までに福井県産そば使用実績報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(認証の取消し)

第12条 知事は、認証店が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審査を経て認証を取り消し、「おいしい福井県産そば使用店」認証取消し通知書（様式第12号）により認証店に通知するものとする。ただし、通知をすることができない場合は、この限りではない。

- (1) 第10条第5項に規定する届出書（様式第10号）の提出があったとき。
- (2) 不正な手段により認証申請を行い、認証を受けたと認められるとき。
- (3) 申請内容に事実と異なる偽りが認められるとき。
- (4) 登録証を不正に使用したと認められるとき。
- (5) 認証基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が認証の取消しを適当と認めたとき。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、以降、3年以内の範囲で認証を行わないものとする。ただし、認証店に過失がないと認められる場合を除く。

(認証取消しに伴う業者等の責務)

第13条 製粉業者、製麺業者ならびに県産そばの生産者および生産者団体（以下「事業者等」という。）は、自らの過失が原因で、認証店が前条第1項の規定により認証を取り消されることがないように、公平かつ公正に業務を遂行しなければならない。

2 事業者等は自らの過失が原因で、認証店が前条第1項の規定により認証を取り消され、認証店に損害が生じた場合または消費者等との間で問題が発生した場合は、その責を負うものとする。

(調査・指導)

第14条 知事は、この制度を適正に運用するため、必要な調査および確認を行うとともに、必要と認められる場合は認証店および事業者等に対し改善を求めることができる。

2 調査は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 認証店および事業者等への立入調査
- (2) 認証店におけるそばの使用量および事業者等のそばの出荷、販売数量等に関する書類調査

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年11月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年2月17日から施行する。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年8月27日から施行する。

5 この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

「別記 1」

「おいしい福井県産そば使用店」認証基準

認証区分	認証基準
全量使用	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福井県内で生産されたそばを原料としていること。(他県産そば、外国産そばと混合したそば粉は対象外) (2) 年間を通して消費者に対して提供するすべてのそば料理が、上記のそば粉を使用していること。(土産用のそば麺等は対象外) (3) そば麺のつなぎの割合は3割未満とする。 (4) 福井県のPRに協力する意思があること。
一部使用	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福井県内に所在すること。 (2) 福井県内で生産されたそばを原料としていること。(他県産そば、外国産そばと混合したそば粉は対象外) (3) 年間を通して消費者に対して提供する1つ以上のそば料理が上記のそば粉を使用し、他産地のそば粉を使用した料理と明確に区別できる表示がされていること。(土産用のそば麺等は対象外) (4) そば麺のつなぎの割合は3割未満とする。 (5) 福井県のPRに協力する意思があること。

「別記 2」

「おいしい福井県産そば使用店」認証プレート等交付基準

認証区分	交付する認証プレート等
全量使用	認証プレート 認証時 (透明) 10年経過後 (金) 登録証
一部使用	認証プレート 認証時 (透明)